

「安全衛生診断」に係る確認書

「安全衛生診断」をお申し込みの事業場様へ

本確認書は、貴事業場における労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）に関する取組み状況について確認させていただくものです。

次の枠内に記述された2つの内容で該当する□にレ印を記入し、安全衛生指導申込書と一緒にご提出ください。いずれかに該当することが、安全衛生診断の申込要件となります。

- | |
|---|
| <p><input type="checkbox"/> 当事業場は、現在、OSHMS の導入予定はありません、 または OSHMS を導入、運用^{※1}していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当事業場は、直近で OSHMS の導入予定があります、 または既に OSHMS を運用していますが、中災防 安全衛生 マネジメントシステム審査センター（審査センター）の 第三者認証の認証審査に申請^{※2}しません。</p> |
|---|

（注）上記に該当しない事業場（審査センターの ISO45001/JIS Q 45100 認証、又は JISHA 方式適格 OSHMS 認証を取得している）は、安全衛生診断を利用することはできません。

※1 「OSHMS の導入、運用」とは、第三者認証の取得の有無に関わらず、次の基準・規格等の導入を予定している、または実施・運用していることを意味します。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| ① 厚生労働省 労働安全衛生マネジメントシステム指針 | |
| ② JISHA 方式適格 OSHMS 基準 | ③ COSHMS |
| ④ ISO45001/JIS Q 45100 | ⑤ OHSAS18001 |
| ⑥ その他①～⑤に類する OSHMS 基準（業界ガイドラインなど） | |

※2 「認証審査に申請」とは、今回、安全衛生診断をご利用になった場合、一定期間、審査センターの第三者認証に申請、受審することができません。

【本確認書を求める理由】

中災防の審査センターは、2017 年よりマネジメントシステム認証機関として ISO45001/JIS Q 45100 の認証事業を開始し、わが国の労働災害の減少に役立つ、公平・公正な認証活動を進めております。

本確認書は、中災防の安全衛生診断を希望する事業場様が、安全衛生診断を OSHMS の確立、実施などのために活用し、その直後に審査センターの第三者認証を受審されることのないよう、事前に確認させていただくものです。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。なお、ご不明な点がございましたら技術支援部安全衛生管理支援課(03-3452-6404)までお問い合わせください。